

国立研究開発法人科学技術振興機構次世代研究者挑戦的研究プログラム  
令和8年度山梨大学“越境”による拡張型博士人材の育成プロジェクト学生募集要項

本プロジェクトは、国立研究開発法人 科学技術振興機構（以下「JST」という。）の事業「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」の助成を受けて、令和8年度山梨大学“越境”による拡張型博士人材の育成プロジェクト奨励学生を以下のとおり募集いたします。

1. 募集概要

本プロジェクトは、専門や組織、地域や世代を“越境”して自分を磨き、「我が国の科学技術・イノベーション」の発展に寄与し、社会のニーズに対応できる拡張型の博士人材育成を目指すことを目的とする。そのため、本プロジェクトに採用された学生には、研究に専念できる経済支援および多様なキャリアパスを可能にするカリキュラムを提供する。

本募集では、本学博士課程で、既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を実施し、将来学術を担う優秀な学生の応募を期待する。

2. 募集対象

山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程の専攻に在籍、かつ「4. 応募申請資格」の要件を満たす者

3. 採用人数

令和8年度10月 3名（予定）

4. 応募申請資格

応募申請資格は、募集時点において、「2. 募集対象」に規定する学生で優れた研究能力を有するとともに、自身の将来を見通して博士期間におけるキャリアパス支援プログラムへの積極的な参加を希望する以下の要件を満たす日本人（※1）とする。

（1）申請時において博士課程に在籍する者及び募集対象年度に入学（進学）予定の者であること。ただし、支援開始時点において休学予定者は除く。

（2）下記の者を除く。

①SPRING と同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費支援を受ける者。

②生活費相当額として十分な水準（240万円以上／年）で、給与・役員報酬等の安定的・固定的な収入を得ていると認められる者。

③生活費に係る十分な水準（240万円以上／年）の奨学金を得ている者。

④「Coの花フェローシップ」の支援を受ける者。

⑤標準修業年限内に修了見込みがない者。

⑥申請時点で休学・長期離脱予定がない者。

（3）指導教員の推薦を受けている者であること。

（※1）文部科学省が提示する「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」（別紙 1-1）に該当する者

5. 支援期間

支援開始時における博士課程在籍期間に応じて、標準修業年限を上限とするが、毎年度研究成果の報告発表会を行い、その状況によっては支援を取りやめる場合がある。なお、当該年度の政府予算配分により支援が終了となる場合がある。

## 6. 支援内容

博士課程期間において、自由な発想のもとに主体的に研究に取り組む機会やキャリアパス支援に関わるプログラム等への参加機会を提供することにより、将来を担う創造性に富んだ博士人材を育成するため、研究奨励費及び研究費を支給する。

- ・研究奨励費 月額 18 万円（本学の定める日に支給）
- ・研究費 年額 20 万円

### ※留意事項

予算の状況により研究奨励費および研究費については、変更となる場合がある。

## 7. 申請手続

申請書類：別紙申請書（様式 1-1）

提出先：

### 【在学生】

様式 1-1 を記載の上、期限までに Forms 提出

<https://forms.cloud.microsoft/r/CgJ14BqSvj>

### 【R8 年 10 月入学者】

様式 1-1 を記載の上、期限までにメール提出

教務企画課大学院支援グループ [inshien-as@yamanashi.ac.jp](mailto:inshien-as@yamanashi.ac.jp)

### ※留意事項

- ・「区分の判断チャート」（別紙 1-2）で自身の区分を確認し、該当する区分へ申請してください。
- ・提出期限を過ぎた場合は申請を認めません。
- ・Forms 提出後、2～3 日以内（土日祝日を除く）に（[inshien-as@yamanashi.ac.jp](mailto:inshien-as@yamanashi.ac.jp)）よりご連絡します。メールが届かない場合は、速やかに下記担当までお電話ください。
- ・Forms は山梨大学のアカウントが必要となるため、R8 年 10 月入学者はメールアドレスに提出してください。

## 8. 申請書の提出期限

令和 8 年 9 月 1 日（火）正午まで【期限厳守】

## 9. 選考

山梨大学“越境”による拡張型博士人材の育成プロジェクト選考審査委員会において行う。

## 10. 選考方法及び審査方針

選考は、申請書の内容および研究計画等に関するプレゼンテーション・質疑応答により、以下の（1）から（4）の審査方針に基づいて行う。

- （1）異分野との協働によって自身の研究活動を発展させる意欲があること。
- （2）自身の研究課題設定に至る経緯が論理的に示されていること。
- （3）研究遂行能力が優れていること。
- （4）自身のキャリア形成に関する計画を推進する能力が優れていること。

※審査員には専門外の者も含まれるため、専門外の者にも理解される記載となるよう留意すること。

※申請者の研究業績についてはあくまで参考とする。

## 11. 選考結果

選考結果は申請者本人及び指導教員に通知する。

## 12. 支援学生の義務

制度の趣旨に鑑み、以下の義務を負う。

- (1) 支援学生に決定後、具体的な研究計画書を提出すること。
  - (2) 出産・育児に係る中断または傷病を理由とする中断の場合を除き、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
  - (3) 本学が実施する研究力向上、キャリア支援に関するプログラム等（※2）に積極的に参加すること。
  - (4) ジョブ型研究インターンシップ推進協議会が実施する「ジョブ型研究インターンシップ」事業へエントリーすること。
  - (5) 研究活動やキャリア支援に関するプログラムへの参加の状況を定期的に本学に報告すること。
  - (6) メンターによる面談を定期的に受けること。
  - (7) 研究活動に際しては、研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守のうえ、不正行為のないよう効率的に研究を実施すること。また、倫理教育に関する教材の通読・履修を行い、本学において実施する研究倫理教育を受講すること。
- （※2）「キャリア開発・育成コンテンツの内容」（別紙 2）を参照すること。

## 13. 支援の取り消し

以下の事由に該当することとなった場合は、研究奨励費及び研究費の支給を停止し、返還を求める場合がある。

- (1) 4. の申請資格を喪失した場合
- (2) 研究計画の遂行状況または 12. の支援学生の義務の履行状況が不十分と認められる場合
- (3) 学生本人から辞退の申し出があった場合
- (4) その他学長が支援を取り消すべき事由があると判断した場合

## 14. 情報開示

本選考における情報開示については、以下のとおり取り扱う。

- (1) 情報開示の対象者は、不採択者のうち情報開示を希望する者とする。
- (2) 情報開示の請求は、採否通知日から 2 週間以内に行うこと。
- (3) 開示内容は、委員会が指定する項目に限るものとし、それ以外については開示しない。
- (4) 情報開示は、原則として書面により行う。

## 15. 留意事項

- ・研究奨励費は雑所得として課税対象となり、所得税に関する確定申告が必要となるため、各自が責任をもって確定申告を行うこと。
- ・研究活動に支障がない範囲の T A やアルバイトの賃金、学会からの学術賞等の賞金、有償インターンシップの報酬を受けることは可能。
- ・すでに他の奨学金等の支援を受けている場合、相手側機関の受給要件の確認を行い、当該奨学金等の辞退など適切に対応すること。
- ・4.（2）②における企業等からの十分な生活費相当額は定期的な収入で 240 万円/年を基準とし、収入状況の確認のため、根拠となる書類の提出を求める場合がある。
- ・修了後 10 年間はキャリアに関する追跡調査などの各種調査に協力すること。

## 16. その他

## 区分 1

- ・ 本事業採択者には、研究活動に専念すること等について、追って誓約書を提出していただきます。
- ・ 本事業採択者は、JST より直接モニタリング調査等が実施されるため、大学から JST へメールアドレスの提供を行います。また、JST 主催の学生交流会等への参加協力を求める場合があります。
- ・ 本事業採択者は、本学ホームページにて専攻・コースおよび氏名を公表します。
- ・ 支援学生選考後、採択学生の指導教員には当該学生に対する教育・指導方針を提出いただきます。様式等については選考結果通知時にお知らせします。
- ・ 本事業採択者は、独立行政法人日本学生支援機構の特に優れた業績による奨学金の返還免除対象から外れることになります。
- ・ 令和 8 年度以降に本事業に採択された者においては、本事業による授業料免除制度はありません。家計基準による授業料免除については学生支援課にお問い合わせください。

(担当) 教務企画課大学院支援グループ

TEL : 055-220-8271

e-mail inshien-as@yamanashi.ac.jp